

公の施設の使用料の考え方に関する指針

令和 8 年 1 月 改訂

恵 那 市

目 次

1. 位置付け	2
2. 現状	2
3. 課題の整理	
(1) 公平性のある料金体系の整備	2
(2) 統一的な減額・免除規定の整備	3
4. 使用料の見直し方針	
(1) 目的	3
(2) 基本的な考え方	3
(3) 見直しの対象とする範囲	4
(4) 使用料の算定方法	4
(5) 施設の性質別分類と負担割合	5
(6) 料金の設定について	6
(7) 特殊な料金の考え方	7
5. 使用料の減額・免除について	
(1) 基本的な考え方	8
(2) 免除及び減額の基準	8
(3) 特に定める事項について	9
6. 定期的な見直しと検証	9
7. 行財政改革への取り組み	9
8. 進行管理	10

1. 位置付け

合併協定項目

項目 使用料・手数料の取り扱い

「使用料については、原則として現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において速やかに調整する。」

恵那市行財政改革行動計画

柱1 持続可能な財政構造の確立

項目 使用料の見直し

「使用料の設定に際しては、受益と市民負担に配慮し、負担の公平性の原則から、使用料の見直しを行います。」

2. 現 状

恵那市における公共施設の使用料は、合併協定内容により合併前の料金体系が引き継がれています。その内容は、料金を区分する時間の単位、そして料金の単価が施設によって様々であり、類似施設であっても料金体系の違いが見られることから公平性に欠け、新市における一体性が図られていません。

また、施設ごとに減免規定を定めていますが、使用実績をみると多くの団体が減免の適用を受けており、利用件数や稼働率からは少ない使用料収入額となっています。

そのような中、行財政改革により施設の統廃合が進められていますが、依然として多くの施設を抱え、施設の維持管理経費は経年劣化による修繕費の増加などで年々、財政を圧迫する状況となっています。

さらに、協働による市民活動、各地域のまちづくり活動、各地域の総合型スポーツクラブの活動といった近年において発生・活発になってきた活動や市民ニーズの多様化に、適応した料金体系の検討も使用料の見直しを考える新たな要因となっています。

3. 課題の整理

(1) 公平性のある料金体系の整備

- ・類似施設の料金体系の統一（時間単位、単価）

- ・施設維持管理経費（原価）に対する料金の設定(受益者に求める負担割合)

(2) 統一的な減額・免除規定の整備

- ・減額割合の整備
- ・減額または免除の対象となる団体の選定
- ・新たに発生、活発化する活動(協働活動・まちづくり活動・総合型スポーツクラブなど)の取り扱い

4. 使用料の見直し方針

(1) 目的

恵那市における公の施設の使用料について、公共性や受益性の観点による統一的な基準に基づく料金の設定を行い、適正化を図ります。

また、負担の公平性の確保と施設維持経費の削減の両方に取り組み、行財政改革に資するものとします。

(2) 基本的な考え方

①受益者負担の原則

施設の利用者から利用の対価として使用料をいただいているが、施設の維持管理費の不足分は、公費すなわち市民全体の税による負担により賄うことになります。利用する人(受益者)と利用されない人の負担の公平性が確保された適正な料金を受益者に負担していただくことを原則とします。

②明確な使用料の算定方法

負担の公平性の観点から、受益者と納税者である市民のどちらもが納得していただける使用料の根拠が必要です。使用料の算定方法、施設の分類による負担割合など、明確でわかりやすいものとします。

③使用料の減額・免除基準の見直し

受益者負担の原則により、利用者から等しく負担を求めることが本来ですが、福祉施策や文化・体育振興のために使用料を減額または免除し、利便性の向上に一定の成果を挙げているところです。

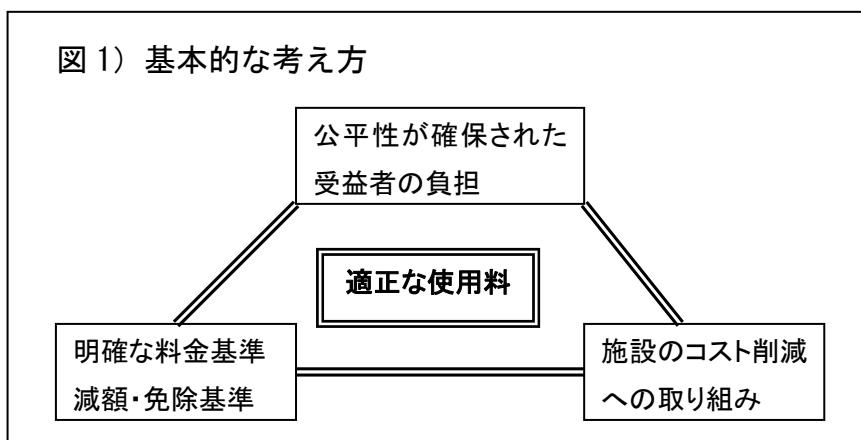
しかし、利用者のほとんどが無料となるような状況や、利用者の固定化を招くような状況になってしまっては、使用料は意味をなさなくなってしまいます。

本来の公共施設の目的に沿った利用となるよう、適正な減額・免除

基準の適正化を図ります。

④施設の維持管理費の削減努力

施設の維持管理費から公平な負担割合により使用料を設定することから、経費の削減は、低廉な使用料へとつながります。市民サービスの向上のため不断の取り組みが必要です。



(3) 見直しの対象とする範囲

恵那市が所管する公共施設を対象としますが、次に掲げる施設は対象から除きます。

①法令等により使用料を徴収できない施設

例) 小学校、中学校、図書館など

②法令等により算定基準が定められているもの及び国・県の算定方法や基準額に準ずる施設

例) 公営住宅、保育園など

③利用者が不特定多数のため使用料を求めることが適切でない施設

例) 道路、公園など

④地方公営企業法等を適用し独立採算により維持運営する施設

例) 水道、下水道、病院など

(4) 使用料の算定方法

①算定方式

施設の経常的な維持管理経費の一定割合を利用者に負担していただくことを基本とし、下記の算定方式とします。

$$\boxed{\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担割合}}$$

② 経常的な維持管理経費

対象とする経費＝施設を管理するために必要な経費

報酬、賃金、消耗品費、光熱水費、修繕料、印刷製本費、委託料、保険料、減価償却費等

対象としない経費＝施設の整備などに要する経費、大規模修繕費

備品購入費、工事費、土地取得費等

③ 原価の計算方法

施設の利用形態により下記の2つに分類します。

ア) ホールや会議室のような一定の区画(部屋等)を特定の団体・個人が利用する施設は、1時間あたりの当該区画面積に係る経費とします。

$$\boxed{\text{原価} = \text{経常的な維持管理経費(年間)} \div \text{貸出面積合計} \div \text{年間利用可能時間} \times \text{利用面積}}$$

例) 年間の維持管理経費 1,000 万円、貸出面積合計 1,000 m²、年間利用可能時間 2,000 時間の施設で、会議室A (200 m²) を利用する場合の原価
 $10,000,000 \div 1,000 \div 2,000 \times 200 = 1,000$ 1時間あたりの原価 1,000 円

イ) プールや資料館のような不特定の個人が同時に利用する施設は、一人あたりの利用に係る経費とします。

$$\boxed{\text{原価} = \text{経常的な維持管理経費(年間)} \div \text{施設利用者数(年間)}}$$

例) 年間の維持管理経費 3,000 万円、年間利用者数 50,000 人の資料館の利用料(入館料)

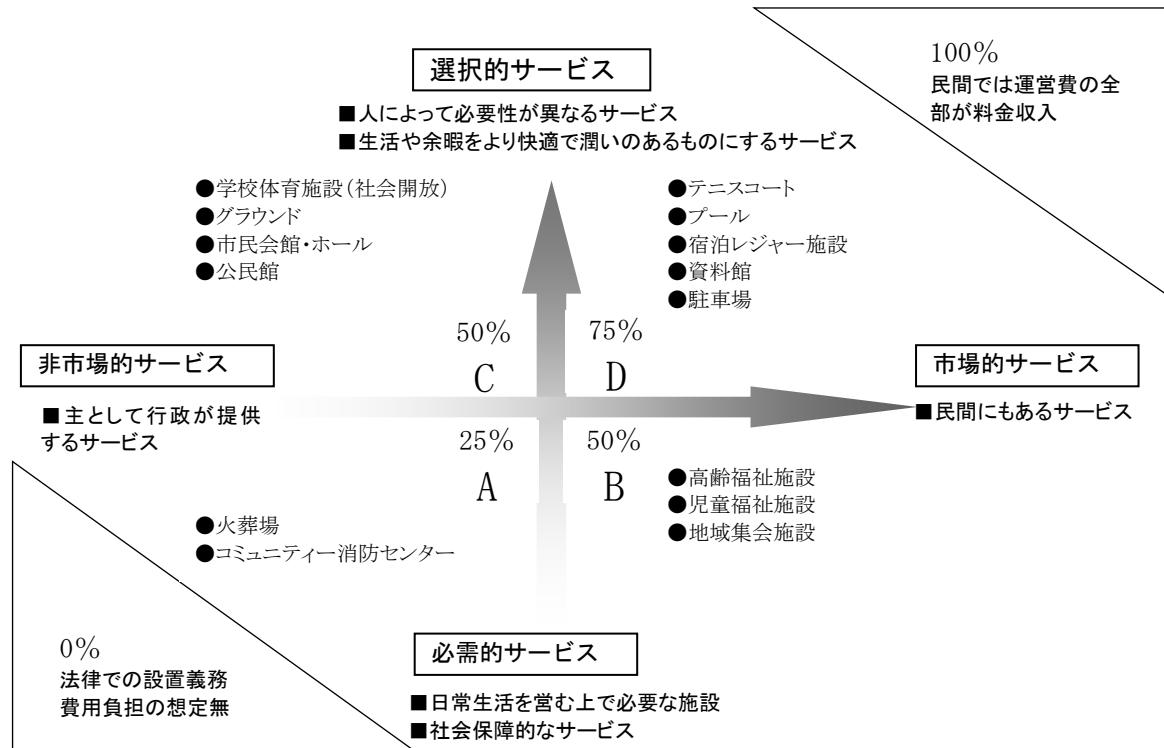
$30,000,000 \div 50,000 = 600$ 一人あたりの原価 600 円

(5) 施設の性質別分類と負担割合

公の施設は、そのサービスの性質から公共性の度合いが異なります。使用料の設定にあたっては、その公共性に応じて、利用者と市民(納税者)の負担割合を定める必要があります。

よって、下記のとおり、施設の性質を縦軸により選択的⇒必需的、横軸により市場的⇒非市場的に分類し、AからDの負担割合を設定します。

図 2) 施設分類と負担割合



例えば、公民館は受益者が 50%、市民全体(税)で 50%を負担することになります。使用料は、原価×負担率 50%で設定されます。

(6) 料金の設定について

前述の算定方式による料金を基本として、下記の項目を考慮のうえ使用料を設定します。

- ①目的・性質・規模を同じとする類似施設は、施設により使用料の格差が生じないよう比較検討を行ったうえで料金を設定します。(例：類似施設の平均使用料を適用)
- ②料金の時間単位は、料金の算定方法の根拠から、全日を通して、また、季節の別なく 1 時間を単位とします。資料館等の同時に多数の個人が利用する施設では、回数や人数を単位とすることがあります。
- ③料金の金額単位は、分かりやすい料金を設定するため、10 円単位とし、10 円未満の端数は切り捨て処理します。

※特に配慮すべき事項

新しく設定された料金が、現行の料金から大幅な上昇となった場合は、利用者にとって急激な負担増となります。このことによる利用者数の減少や市民活動の低下を引き起こさないため、次のような視点で料金を設定します。

- ①新料金は現行使用料の2倍を超えない範囲で設定する。
- ②近隣市町村の類似施設と比較し、高額と認められる場合は適正な範囲内に調整する。
- ③民間が運営する類似施設を圧迫しないように使用料を調整する。
- ④現行使用料が無料の施設は、施設の利用目的や有料化による経費の増加等を十分に考慮し料金を設定する。
- ⑤市民の利用頻度が非常に高い施設の新料金については、利用率が大幅に下がらないよう利用しやすい料金の設定をする。

(7) 特殊な料金の考え方

①冷暖房料

冷暖房料は、利用者の意向により使用されることや、季節により使用の有無があるため、負担は利用者に求めることとし、社会通念上適正な範囲内に設定します。

②附帯設備・備品の使用料

施設により、ピアノや陶芸窯のような設備・備品類を利用することができます。利用は利用者の意向によることから、別に料金を定めます。

③目的外の使用

目的外の使用については、施設の性質的分類が適用できませんので、負担割合を適用せず原価(実費)による料金を定めます。

④市民以外の使用

市の施設は、建設時にかかった経費と維持管理経費の一部を市民全体(市税)で負担していますので、市民の方が優先的にサービスを受けることができなければなりません。よって、市民以外の使用料は市民料金の2倍を上限として定めます。

⑤指定管理者による利用料金制の施設の使用料

指定管理者による利用料金制を導入している施設は、本方針に準じて料金を設定することとし、指定管理者との協定内容に反映します。

5. 使用料の減額・免除について

(1) 基本的な考え方

子ども、高齢者、障がい者といった方への配慮や、文化・スポーツ振興、地域振興といった目的により、使用料を減額または免除することが認められます。

使用料の減免・免除については、過度な措置とならないよう、政策的に必要な特例的措置として定めます。

(2) 免除及び減額の基準

使用料の免除及び減額は次の項目に該当する場合に、使用料から免除の場合は100%、減額の場合は減額割合を控除します。

利用者にとって分かりやすい区分とするため、100%の免除、50%の減額、30%の減額の3種類とします。

免除（使用料、冷暖房料・付帯設備・備品使用料とも）

- ①市（行政委員会、附属機関を含む）が主催する場合
- ②施設の管理者が管理目的で使用する場合
- ③行政を補完する団体が使用する場合
- ④18歳以下の団体が使用する場合
- ⑤障がい者及び当該障がい者に付き添いを必要とする場合の付添者1人が使用する場合

免除（使用料のみ）

- ①75歳以上の団体が使用する場合

50%の減額（使用料のみ）

- ①国、県が主催する場合
- ②市が共催または後援する場合
- ③公共的団体が使用する場合
- ④市又は地域自治区が推進する市民三学のまちづくり若しくは健幸のまちづくりに寄与すると認められる取り組みに使用する場合

30%の減額（使用料のみ）

①公益上必要な活動と認められる場合

減免の区分及び該当する団体について、市で統一することが必要なことから、「公の施設等の使用料減免取扱規則」を制定し、対象となる団体及び減免区分を明確にします。規則により、隨時、団体を登録することにより一體的な管理を行います。

(3) 特に定める事項について

前述のとおり、使用料の減額及び免除は、政策的に必要な特例措置であることから、設定にあたっては、総合計画や各種計画・指針等に基づき市が取り組む施策、市民意識、生活実態などを考慮し、検討していく必要があります。

使用料の免除及び減免にあたっては、利用する団体及び個人により、その都度、審査を行い免除及び減額を決定するのですが、同時に不特定多数の利用がある施設は、あらかじめ使用料の区分に、大人料金、小人料金、団体料金等の区分を必要に応じて設定することができるものとします。

6. 定期的な見直しと検証

本方針に基づき、施設を所管する課等は使用料の見直しを行います。利用者及び市民全体に負担を求ることから、改定にあたっては十分な周知期間を設けることとし、料金設定の根拠を明確に説明していきます。

受益者と市民全体の負担割合や、減免基準の根拠となる市の政策や市民意識は、日々変化するものです。現在の情勢に合致した使用料となっているか常に検証を行います。また、定期的に使用料の見直しを行うこととし、原則、3年ごととします。

7. 行財政改革への取り組み

公の施設の使用料の見直しは、受益者と市民全体の公平な負担を目指し、本来の使用料収入を確保するのですが、場合によっては、料金の増額、利用者の減少、市民活動の低下を招いてしまう側面があります。

市は、使用料を見直すと同時に「より質の高いサービスの提供による利用者の拡大」と「施設管理の検証と見直しによる経費削減」に努め、効率的な運営

による利用者負担の軽減を目指します。

歳入確保としての使用料の見直しと、歳出抑制としての施設管理経費の削減は、行財政改革という目標の下で進められる点で密接につながることを意識しながら取り組みます。

8. 進行管理

本指針自体も、情勢に合致したものであるか定期的に見直しと検証を行う必要があります。

また、使用料の適正化の進行管理は、恵那市行財政改革推進本部を中心に、恵那市行財政改革審議会に定期的に報告を行いながら管理されます。

改訂履歴

改訂日	改　訂　内　容
H22.12.10	策定
H28.10.27	4. (4) 対象とする経費に減価償却費を追加。 5. (2) 免除及び減額の基準を改訂。
R02.04.01	5. (2) 免除及び減額の基準を改訂。
R08.01.15	5. (2) 免除及び減額の基準を改訂。